

「平成24年度 高知県農業農村整備事業計画審査会」 議事録

開催日時 : 平成24年9月12日(水)
 開催場所 : 北庁舎3階 第1会議室
 審査委員 : (農業振興部委員)

- ・ 農業振興部副部長 笹岡 貴文 : 審査会委員長
- ・ 農業政策課長 鎌倉 昭浩
- ・ 農地・担い手対策課長 伊佐 寛
- ・ 環境農業推進課長 美島 政常
- ・ 産地・流通支援課長 西本 幸正
- ・ 地域農業推進課長 石本 周平
- ・ 農業基盤課長 釣井 利勝

(第三者委員) : 県営事業の審査に参加

- ・ 生産に関わる者(認定農業者・元JA土佐くろしお理事) 青木 耕蔵 (欠席)
- ・ 流通に関わる者(高知県園芸農業共同組合連合会企画部次長) 山下 文広 (代理出席)
- ・ 地域づくりに関わる者(NPO法人「とかの元気村」副理事長) 田村 公史
- ・ 学識経験のある者(高知大学農学部農学科 准教授) 佐藤 泰一郎

【計画名】	南国市十市地域担い手農家育成整備計画		
【対象事業名】	① 十市地区経営体育成基盤整備事業(一般型)(県営) ② 南国西南地区農道整備事業(県営)		
【市町村名】	南国市		
【事業概要】	全体計画	① 区画整理(61.2ha)、ビオトープ(1カ所)	② 農道工(2,615m)
	うち本整備計画	① 換地処分(61.2ha)、付帯工(1式)	② 舗装工等(1,110m)
【事業費】	総事業費	① 1,352,000千円	② 1,069,000千円
	うち本整備計画	① 106,050千円	② 95,970千円

[説明者: 農業基盤課(整備事業担当)]

【事後評価理由説明(事務局)】

- ・ 本計画は、十市地区経営体育成基盤整備事業及び南国西南地区農道整備事業を実施するために策定した。
- ・ 両事業とも、平成22年度から平成23年度の2箇年計画で事業を実施し、現在基幹農道は供用を開始しており、ほ場整備も換地処分まで全て完了している。
- ・ 経営体育成基盤整備事業及び農道整備事業の完了により、狭小不整形な農地が50aの標準区画に整備されるとともに、通作交通改善のための幹線農道も整備された。その結果、目標値61.2haに対し61.4haの優良農地が確保できた。
- ・ ほ場整備実施後に4人の認定農業者を担い手として農地集積を図る計画であったが、実績は2人で目標は未達成となった。ただし、あとの2人は、地区内でそれぞれ6.2ha、3.3haを経営している。
- ・ 2人の認定農業者は、目標値22haに対し現在23.4haを経営しており、目標は達成できた。
- ・ 2人の認定農業者への農地集積率は38.1%。2人の認定農業者と、2人の認定農業者ではない担い手が、耕作している農地は、地区内61.4haのうちの32.9haとなり、農地集積シェアは53.6%となる。
- ・ 「ほ場整備、基幹農道ともに計画通り完了し、優良農地が確保されている」、「認定農業者は計画の4人にはならなかったが、資格を有していない4人についても地区内の生産組合のオペレーターとして農作業

の受託をしており、農地利用集積が促進されている」ことから、本計画の目標は概ね達成されたものと評価する。

- ・また、本地区では、任意の生産組織をこれらの事業を契機に立ち上げており、地区内での担い手は一定育成されたものと評価する。

(委員)

認定農業者の確保は大きな目標ですが、4人のうちの2人が、「先行きが不安なので認定農業者を辞退」したことや「認定農業者の更新をしていない」ことは問題だと思いますので、その理由を詳しく教えてください。

また、生産組合の作業形態を確認させてください。

(事務局)

ご本人から聞いたわけではないですが、政権が変わってから、認定農業者には大きなメリットが感じられなくなったのかなと感じております。実際、県の認定農業者は減っていますので、そういうこともあるのかなと思います。

生産組合については、平成22年くらいまでは基幹3作業の受委託をメインにやっていましたが、現在は、利用権設定に方に移行してきています。

(委員)

従前図がないので分かりにくいなのというのが一つと、集約を図るには飛び地が多いように思いますが、何か事情があるのですか。

(事務局)

従前図については、パワーポイントには落としておりません。今、確認した方がよろしいでしょうか。

(委員)

口頭でもいいので、集積について説明できますか。

(事務局)

利用権設定ということで、個人同士の契約ということになっていまして、生産組合が法人化されれば状況は改善されるとは思いますが、当分は、この形のままになってしまうのかなと思います。

(委員)

図面を見ると、線がたくさん入っていますが、畦の線ですか。換地の線ですか。

(事務局)

換地の線です。

(委員)

これは換地の線引きであって、実際に畦は入ってないです。見た目は細切れになっていますが、トラクターでそのまま移動できるということです。

(委員)

当初から目標設定にはあったと思いますが、農地の利用状況ということで言うと、水稻以外の作付けの状況とかが表現できると、今回の基盤整備が「こんなに良くなっている」と示すことができると思います。単に集積を示すより、栽培状況を示すようにした方がいいのかなと思います。

(委員長)

今後の事後評価の際には、ぜひとも、そういうことが分かるような図面とか、農地集積、利用権設定でこうなったという、前後の状況が分かるような工夫をお願いします。

【事業名】	地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）
【地区名】	清鏡
【市町村名】	佐川町
【事業概要】	頭首工（1箇所）、水門（3門）
【事業費】	52,000千円
【負担割合】	国:50% 県:15% 市:35%

[説明者：中央西農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、頭首工、ゴム製の取水堰で、佐川町の中心部から北西地域、柳瀬川左岸の農地 18ha のかんがい施設として、昭和 54 年に設置された施設である。
- ・受益地の営農状況は、施設ハウス、露地が若干見受けられるが、ほとんどが水稻栽培。施設ではピーマン、露地ではショウガが作付されている。
- ・本施設は築造後 33 年が経過し、梅雨時期前の専門業者による点検や週 1 回の管理人による圧力確認を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、取水できない状況となり、農作物の作付け規制や収量被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の延命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

(委員)

どのくらい延命化が図れるのですか。

それともう一点、受益農家の営農の意向や担い手の育成状況を教えてください。

(事務局)

ゴムの硬度を調べた結果、あと 17 年くらいはもつということなので、補修をすれば、あと 20 年くらいは寿命が延びると考えています。

地区内の営農状況については、ほ場整備は行っていませんが、耕作放棄地はありません。といいますのは、地区外から耕作に来ておられる方もいて、平地の方が耕作しやすいということで、越知町から耕作に来ておられる方もいるとのことでした。

担い手の育成状況については、本地区に生産組織はありませんが、地区内の集落で農地・水保全管理支払交付金の取り組みを始めましたので、この農地・水の活動をきっかけにして、組織的なところまでいければいいかなというふうに考えています。

(委員)

単年度で工事をやるということですが、取水時期を考えると、工期がすごく限られると思いますので、どういうスケジュールなのか教えてください。

(事務局)

取水ゲートと堰本体については、河川内にありますので、河川協議が必要です。河川協議は、水稻の収穫時期の 9 月頃までに完了させたいと考えています。制水ゲートと放流ゲートについては、取水ゲートを操作すれば水が入ってこないようにできますので、9 月以降に堰本体の工事とゲート工事を一体的に実施するという計画になろうかと思えます。佐川町の意向もありますが、そういうふうな形で進めていくことになろうかと考えています。

(委員)

できるなら全ての施設を更新した方が今後のメンテ的にもいい気もするのですが、そこら辺はどういう

お考えなのか教えてください。

(事務局)

機能診断をした後、対策工事の導入時期、対策工法の選定について、例えば、今、直ちに全部更新するか、それとも、何年後にこういう補修をするというようなシナリオを、3種類くらい検討しまして、その中で一番経済的な方法ということで検討した結果、更新するか、または補修するかといった判断をしております。

【事業名】	中山間地域総合整備事業（県営）
【地区名】	安芸
【市町村名】	安芸市
【事業概要】	ほ場整備（20.8ha）、用水路（2,150m）、揚水施設（2箇所） ため池改修（1箇所）、頭首工（2箇所）
【事業費】	880,000千円
【負担割合】	国:55% 県:30% 市:10% 地元:5%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・安芸市の販売農家に対する専業農家数の割合は、県全体の割合 47%に対して 64%と 17 ポイント高い。施設農家の割合は、県全体の割合 31%に対して 69%と 38 ポイント高い。高齢化率は、県全体が 56%に対して 41%と 15 ポイント低い。これらのことから、安芸市では、一定、農業の担い手は育っていると考える。
- ・本地区では、農業水利施設の老朽化の進行と、ほ場整備から取り残されていた地域における将来的な営農継続が課題となっている。
- ・本事業では、平地周辺の間農農業地域と海岸段丘地域において、総合的な基盤整備を計画している。
- ・山間部については、団体営中山間地域総合整備事業により、補助事業となり得る基盤整備は、ほぼ充足されていると判断する。
- ・本事業の整備内容は、農業水利施設の維持管理を考慮した施設整備や、高度利用可能な優良農地の確保などにより、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

(委員)

それぞれの工区について、「問題があります。だから、改修の必要があります」ということは分かるのですが、この先にどんなものが見えてくるかを説明していただきたい。例えば、ほ場整備をすることによって、担い手にとって大きな集積ができるとか、ナスとかユズの生産が増えるとか、そういったことを説明していただきたい。

(事務局)

まず、用水路から説明します。用水路は3工区あり、どれも老朽化した水路ですので、整備しないと用水不足になり、平坦部のナスなどの生産に影響が出てきます。

次に、ほ場整備ですが、山田工区、宮上工区は中間地域にありまして、こちらでは、現在、異業種参入ということで、建設業者がショウガの作付けをしており、ほ場整備を契機にもっと生産を増やしていきたいというふうに聞いております。

頭首工とため池は、どちらも取水施設になりますので、今のうちに直していかないと農業用水の取水ができなくなるということです。

(委員)

事業費は、ある程度の設計をして算定しているのですか。

(事務局)

土地改良事業団体連合会が現地の調査をして、安芸市の管理者等と協議したうえで算定しています。

(委員)

東部自動車道の関係で移転補償が必要なハウス面積と、ほ場整備面積は、どうなっていますか。

(事務局)

東部自動車道の関係で潰れるハウスの面積は、正確な数字ではありませんが、手前どもで拾った数字で

言いますと、安芸市で約 10ha のハウスが潰れるのではないかという試算をしております。ですので、今回整備する六丁工区と八丁工区が全てここへ入ったとしても、面積が不足しますが、過去にほ場整備を行った八流であるとか、そういうところを利用しながら、ある程度斡旋をしていくようになるのではと思います。

ただ、六丁と八丁については、全て代替地対策のみで実施するほ場整備ではありませんので、地権者の同意が得られてほ場整備ができ、なおかつそこでご理解いただけるところにハウスの代替地を用意するという計画になっております。

(委員)

計画区間と不施工区間が図面にありますが、5年間の実施期間で計画路線のところを工事して、不施工区間を5年間は直す必要がないという理解でよろしいですか。それとも、5年後改めて、そこをどんどん延伸していくということでしょうか。

(事務局)

ご質問は用水路のお話だと思います。最終的にはストックマネジメント事業で直していかなければいけないところもあろうかと思いますが、現地調査の結果を踏まえ、実線の区間を計画路線として本事業で整備します。

(委員)

5年間の間に状況が変われば、計画の見直しをされるということでしょうか。

(事務局)

当然、状況が変われば、計画変更ということになるかとも思いますが、現時点で安芸市から要望が上がってきている、5工種11工区を図面に表記しております。

(委員)

それぞれの工種と工区がありますが、それぞれの工事の時期は、どこかに表記がありますか。

(事務局)

施行順序については、現在はまだ固まっておりません。おおまかな優先順位をつけながら、条件の整ったところから着工するようになります。これから、おおまかな優先順位を検討したいと思っております。

(委員長)

この条件が整ったら、この工事ができてという流れを説明してもらえたら、もう少し分かりやすかったかもしれません。

東部自動車道に伴うハウスの代替地の問題については、県全体の課題として、安芸農業振興センター、本庁、それから安芸市、地元を含めて、きちんと考えていかなければいけない問題だと思いますので、改めて別の場で検討していただきたいと思っております。

【事業名】	農地整備事業(経営体育成型) (県営)
【地区名】	入田
【市町村名】	四万十市
【事業概要】	区画整理 (41.0ha)
【事業費】	900,000 千円
【負担割合】	(国) 55% (県) 30% (市) 10% (地元) 5%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は、地形勾配が約 200 分の 1 程度の緩やかな地域で、山裾部分には湿地が多く、経営形態は水稲を中心に施設園芸により農業経営が行われている。施設園芸では、ショウガやキュウリなどを組み合わせた経営が行われている。
- ・道路の幅員は 2m~3m程度と狭小で、農道に接していない農地も多く存在し、隣接の地権者と調整しながら営農を行っている状況である。
- ・地区内の農地は、水はけが非常に悪く湿田状態であり、高齢化も進んでおり、耕作放棄地も多く見受けられる。
- ・地域農業が衰退する一方であるという地元の強い危機感から、平成 21 年 9 月に入田地区基盤整備推進協議会が設立され、アンケート調査の実施や、地元総会の開催、先進地視察などの取り組みを行ってきた。
- ・本事業の導入は、農地の高度利用化を図るとともに、農業生産法人を設立することで、農地の利用集積を促進し営農規模の拡大を図ることにより、地域農業の安定的かつ持続的な発展を図るものとなっている。

(委員)

図面では、生産法人が担う農地は耕作放棄地が結構多いように見えます。耕作放棄地は湿田とか、条件が非常に悪いところと想像しますが、単に排水溝をつけるだけで良い農地になるのか、技術的な裏付けをもう少し詳しく教えてください。

(事務局)

現況の水路は、用排兼用水路が多くなっていますが、ほ場整備の実施によって完全に用排分離します。用水路はパイプライン化し、排水路もかなり深くできますので、乾田化はかなり進むというふうを考えておりますし、湿田が残るところについては、実施設計段階で、暗渠排水の検討を行いたいと考えております。

(委員)

排水路の南側の出口が問題になっていたと思いますが、そこは解消されましたか。

(事務局)

井上川と上流の池のつなぎのところですね。

(委員)

つなぎと、最終の取り付けのところが危険なのではないかという話があったと思いますが。

(事務局)

その部分は、今後、河川協議の中で検討していくこととなります。現在、事前協議までは済んでおります。

(委員)

担い手としての農事組合法人はすでに立ち上がっていますか。

(事務局)

本事業を契機に立ち上げる予定ですので、事業の完了時までには立ち上げたいと考えております。

(委員)

組織立ち上げが具体化するといこうことですか。

(事務局)

幡多農業振興センターの普及課の方に、具体化に向けた取り組みをお願いしております。

(委員)

交流事業みたいなものをやりたいという説明がありましたが、具体化は先になりますか。

(事務局)

地元の方の意向はあると聞いていますが、実際にはまだ具体的な話にはなっておりません。

(委員)

交流事業をやって、せっかく整備した農地が潰されるのはよろしくないと思いますが。

(事務局)

非農用地の設定を考えていまして、集会所とか、ポンプ施設のところは、非農用地を設定しますので、そのあたりを利用したいと考えております。

(委員)

そのへんの色分けはできているということですか。

(事務局)

後ろから2枚目の、ほ場整備の計画平面図の紫のところに非農用地の設定を考えております。

(委員)

将来的に交流施設を造るとしたら、そこになりますか。

(事務局)

そこになります。ほ場整備をして、すぐそういうものを造るというふうにはならないと思いますので、今後、換地計画を立てる際に、設置場所を協議していきたいと考えております。

(委員長)

本地区は、今年度、人・農地プランの策定地区になっていますか。

(事務局)

なっています。

(委員)

少し技術的なところから、ポンプは排水ポンプですか。

(事務局)

パイプラインのための揚水ポンプです。

(委員)

説明では、排水機能を盛んに強調されていましたが、田面から排水路までの高さはどれくらいを予定しているのですか。

(事務局)

通常は、80cm 以上下げられると考えております。

(委員)

排水の基本は、排水路を造ることによって田面排水が十分できるようになることだと思いますが、縦方向に土の中の水を抜くということはなかなかできません。もし、畑を考えられる場合は、土層改良も含めて暗渠排水が、当然、入っているべきだと思います。山手に農業生産法人が関わってくるようなところは、山側から湿ってくる水を切るということはもとより、そういった排水の効果がよく言われますので、注意をしていただきたいと思います。

(事務局)

ご提言ありがとうございます。

(委員)

受益者負担の了解を得ていることになっていますが、どういうことを指して了解と言っているのですか。
それと、もう一点、アンケートの結果を確認させてください。

(事務局)

法手続きを開始するにあたりまして、受益者の仮同意は 100%、本同意は 92%になっていますので、このことを以って、了解を得ているということになります。

それから、アンケート結果では、37 戸の農家が生産法人へ移行したいということですので、計画では、生産法人の集積目標を 17.0ha、37 戸にしております。

【事業名】	基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）
【地区名】	楠島
【市町村名】	四万十市
【事業概要】	排水機場補修（1箇所）
【事業費】	150,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）35%（町）15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、昭和48年に県営の湛水防除事業により造成された施設である。
- ・地区内では水稻栽培が行われており、国道56号線沿いには、一部宅地化された土地がある。
- ・本施設は築造後39年が経過し、梅雨時期の前に専門業者による点検や維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物はもとより宅地までもが浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の延命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

（質疑なし）

【事業名】	農村災害対策整備事業（県営）
【地区名】	伊尾木
【市町村名】	安芸市
【事業概要】	ため池整備（1箇所）、用排水路施設整備（3箇所）、緊急避難塔整備（6基）
【事業費】	870,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（町）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・安芸市では、南海地震に対する防災・減災対策が課題となっており、「南海地震対策5ヶ年計画」を策定し、避難対策を重点的に推進している。
- ・本地域は、自主防災組織自らが「地域津波避難計画」を作成するなど防災意識が非常に強い地域である。
- ・本地区は、ため池の老朽化が進行しており、南海地震発生時に万一ため池が決壊した場合、津波とため池の双方に挟まれ、住民の避難が非常に困難な地区である。このことから、ため池の改修に対する地元要望は非常に強く、耐震化対策も併せた実施により、南海地震に備えた避難対策の強化を図る。
- ・本事業の整備内容は、南海地震による津波から農村住民の生命を守るとともに、豪雨時における農業被害等の防止を図るものとなっている。

（委員）

水門が木でできているのには驚きましたが、木で作った意図みたいなものが当時あったのでしょうか。

（事務局）

木製になった当時の経緯は、把握していません。本事業では、鋼製の水門を設置します

（委員）

その水門は、遠隔操作ですか。

（事務局）

遠隔操作ではありません。

（委員）

現地へ行ってボタンを押すのですか。

（事務局）

洪水時に水位がある一定以上に上がれば、自動で動く計画になっています。

（委員）

人がボタンを押したりしなくてもいいということですね。

（事務局）

はい。洪水時には自動で動くようになっています。ただし、水が引いたら、現地へ行って、元の状態に戻してもらわないといけません。

（委員）

避難路の整備は、この事業の中に含まれていますか。

（事務局）

含まれておりません。

（委員）

市とうまく協議していますか。

（事務局）

市では、現在、伊尾木地区で避難路の実施設計を行っています。伊尾木、川北については、現道の幅員が2.5m以上ありますので、新たに避難路を数多く整備しなければならない地域ではありません。

(委員)

仕訳はきちんとされているということですか。

(事務局)

はい。

(委員)

避難塔を造れば安全性は確実ということですね。

(事務局)

新想定の高さを考慮したものにする予定です。

【事業名】	県営農村災害対策整備事業（県営）
【地区名】	津野
【市町村名】	津野町
【事業概要】	土留工（10箇所）、道路照明（11基）、水路整備（4箇所）
【事業費】	480,000千円
【負担割合】	（国）55% （県）35% （町）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は、典型的な山間農業地域であり、そのほとんどが急峻な地形に集落が点在し、年間降雨量が3,000ミリを超える県内有数の災害の多い地域であるため、地域の防災意識も高く、自主防災組織率100%、組織数85と非常に多くなっている。
- ・こうした中、平成21年度には、自主防災組織の代表者等が参加して、災害に関するワークショップを実施し、全集落の防災マップを作成するなど防災に対する意識が高まっている。
- ・本事業は、集落防災マップを基に、集落住民が安全に避難するために必要な整備を緊急かつ重点的に実施する計画となっている。
- ・本事業の整備内容は、台風時の豪雨災害から農村住民の生命を守り、山間地域での安全・安心な生活環境を確保するものとなっている。

（質疑なし）

【事業名】	地域ため池総合整備事業（県営）
【地区名】	宿毛東
【市町村名】	宿毛市
【事業概要】	ため池改修（2箇所）
【事業費】	147,000千円
【負担割合】	（国）55% （県）35% （町）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・市の駄場池は築造後 68 年、布本城池は築造後 66 年が経過し、堤体下流部への漏水や堤体の陥没、洪水吐の断面不足により、危険な状態となっている。
- ・万一両ため池が決壊した場合には、下流域の 20.1ha が浸水し、農地 11.3ha、住居 94 戸などに被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、自主防災組織が平成 19 年度に設立されており、避難訓練を実施するなど住民の防災意識が高い地域である。自主防災組織では、ため池の老朽化により、決壊のリスクが高まったことに危機感を持っており、早急な対策を望んでいる。
- ・本事業は、堤体の改修工事の実施により、台風や集中豪雨等によるため池決壊等の災害を未然に防止することで農村生活の安全・安心を確保するとともに、農業用水の安定供給を図るものとなっている。

（委員）

ため池改修の全てに共通することですが、ため池の貯水側を厚くすると、貯水量が減ると思いますが、全体的に見ればわずかということで何の問題もないということですか。

（事務局）

問題は生じておりません。

（委員）

ため池の改修期間は、水を抜いて工事するわけですよね。そうすると、一定期間貯水がない状態となりますが、下流の農地の営農はどうなるのでしょうか。

（事務局）

地元の意向で進めている事業ですので、地元の下承は得ています。地元調整を行ってから、水を抜き、工事に着手するようになります。

（委員）

半年間のいわゆる農閑期の間、工事を完了することはできませんか。

（事務局）

半年間で完了させることは、工期的に困難です。

【事業名】	地域ため池総合整備事業（県営）
【地区名】	大月
【市町村名】	大月町
【事業概要】	ため池改修（2箇所）
【事業費】	767,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（町）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・宮ノ越池は築造後 59 年、宮ノ下池は築造後 68 年が経過し、堤体下流部への漏水や堤体の浸食、洪水吐の断面不足により、危険な状態となっている。
- ・万一両ため池が決壊した場合には、下流域の 50.6ha が浸水し、農地 28.6ha、住居 97 戸などに被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、自主防災組織が平成 14 年度と平成 16 年度に設立されており、住民の防災意識が高い地域である。自主防災組織では、ため池の老朽化により、決壊のリスクが高まったことに危機感を持っており、早急な対策を望んでいる。
- ・本事業は、堤体の改修工事の実施により、台風や集中豪雨等によるため池決壊等の災害を未然に防止することで農村生活の安全・安心を確保するとともに、農業用水の安定供給を図るものとなっている。

(委員)

漏水の根本的な原因はどういところから生じてくるのですか。

(事務局)

まず、ため池の底樋と土の間とか、底樋のどこかが壊れている場合などや、堤体そのものからの漏水が考えられます。

(委員)

基礎的なものでしょうか。

(委員長)

その前に、底樋とはどういうものか説明してもらえますか。

(事務局)

まず、堤体は、貯水池側に水が溜まりますと、徐々に水が浸透していきます。堤体の中を水が浸透していきまると、堤体に水が通る穴ができて、その穴が拡大して漏水が起き始めます。漏水が起きると、堤体の不安定度が高まり、改修の対象となります。

底樋というのは、(図面の)この部分です。水を取水するために斜樋管というものがあり、斜樋管から底樋管を通して、用水路の方に入っていきます。この底樋管というのは、コンクリート構造ですが、どうしても底樋と土の間は、水の通り道になりやすい部分です。

また、底樋そのものが破損すると、漏水量も増えます。底樋の漏水が続くと堤体に悪影響を及ぼし、決壊の恐れがでてきます。今回のため池でも漏水が確認できたことから、改修の対象としました。

(委員)

分かりました。

(委員)

ため池が崩壊をするということを前提にしてのお話。これは貯水量が 100%下流へ漏れたということで話されているわけですか。

(事務局)

決壊した場合の洪水量のことですか。

(委員)

はい。

(事務局)

洪水量については、計算方法がありまして、堤体の高さによって決壊する幅というものがあります。

仮に堤体の幅が50mだと50m全部が飛ぶということではなく、そのうちの20mから30m位の幅で決壊し、ため池の水が噴き出してくるというような洪水量の算定方法があります。

(委員)

それは、満水で計算していますか。

(事務局)

満水で計算しております。

【事業名】	地域ため池総合整備事業（県営）
【地区名】	野市
【市町村名】	香南市
【事業概要】	ため池改修（1箇所）、転落防護柵（2箇所）
【事業費】	380,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）40%（町）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は、黒谷池・松葉谷池の両池を取水源として、水稻及び施設栽培のトルコキキョウやナスが作付けされ、受益地内にはJAライスセンターが併設されるなど、今後も農業のさらなる発展が期待できる。
- ・黒谷池は築造後81年が経過し、堤体下流部への漏水や堤体の浸食、洪水吐の老朽化等により、危険な状態となっている。
- ・万一黒谷池が決壊した場合には、下流域の38.1haが浸水し、農地28.6ha、住居3戸、ライスセンターなどに被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、自主防災組織が平成21年度に設立されており、避難訓練を実施するなど住民の防災意識が高い地域である。自主防災組織では、ため池の老朽化により、決壊のリスクが高まったことに危機感を持っており、早急な対策を望んでいる。
- ・本事業は、堤体の改修工事の実施により、台風や集中豪雨等によるため池決壊等の災害を未然に防止することで農村生活の安全・安心を確保するとともに、農業用水の安定供給を図るものとなっている。

（委員）

県下には、今回審議している3地区以外にもため池はたくさんあると思いますが、それらのため池の中には、改修が必要なため池がたくさんあるのでしょうか。

（事務局）

県内のため池は、年に一回、防災点検をしております。その点検で、改修が必要となるため池がいくつか上がってきております。現在はそういう状態にない、改修が必要となっていないため池についても、毎年調査する中で、変状が進行していくことが想定されますので、今後、改修が必要となったため池につきましては、またご審議をお願いしたいと考えております。